

保護者各位

令和7年10月1日
新星保育園
園長 蒲池 知佳子

園児の傷害保険について

標記の件につきまして、園の管理下で発生したお子さんの怪我や事故について
保護者の皆様に傷害保険金がお支払いされる保険にこの度加入をしましたのでお知らせ
いたします。詳細は以下の通りです。

現在、対象者には4月より遡って順次ご案内をしておりますので、封筒(保険金請求書)を
受け取られた方はお手続きの程よろしくお願い申し上げます。

1つ注意点として、封筒は代理店「はなみずき(株)」を通じて園に届くため、宛先が
「はなみずき(株)○○(担当者)様」と記載されています。保護者の皆様は中に記載の
被保険者名「お子さんの名前」に間違いがないかご確認をお願いいたします。

●保険会社

【東京海上日動火災保険(株)】

代理店：はなみずき(株)

●傷害保険金をお支払いする場合

傷害保険では、次の場合に入院保険金・通院保険金をお支払いさせていただきます。
「医師の治療(診察)を要し、病院などに入院または通院した場合」

●お支払いする保険金について

保険金日額×支払対象日数にて算出します。

※治療費等を実費でお支払いする保険ではありません。

※詳しくは当該保険に該当した際にお渡しをする書類をよくご覧ください。

●お手続きの流れ

【申請方法：郵送又はWEB】

園から封筒(保険金請求書)を受け取られた方は、請求書に必要事項を記入し投函、又は
WEBで申請(請求)をしてください。

※申請(記入・WEB)方法など詳しくは同封書類をご確認ください。

※申請書類(請求書)に記入漏れ(不備)等がありましたら、保険会社より確認の連絡をさせて
いただく場合がありますので何卒ご了承ください。

※もしも傷害保険金を放棄される場合は事務室までお知らせをお願いいたします。

●お問い合わせ

本件に関するご不明な点は封筒(保険金請求書)に記載の番号(保険会社)へ直接ご連絡
いただきますようお願いいたします。